

英国の対日認識と日英同盟の終焉

—— 第一次世界大戦と米国要因 ——

門田 正文

はじめに

2014年、開戦百周年を迎えた第一次世界大戦は日本人にとってなじみの薄い戦争である。しかし、今日に至る人類社会の枠組み、あるいは紛争の原点を形成した影響としては、第二次世界大戦にも勝るものがある。

大戦中、日本は日英同盟に基づきドイツに宣戦し、日本海軍は地中海にまで水雷戦隊を派遣した。こうした行動は日英同盟の義務範囲をも越えるものだったが、英国には日本の貢献は不十分との意見もあった。極端な例を挙げると、大戦中の1917年3月に、大英帝国会議で配布された「日英関係に関する覚書」には、「日本人は狂信的な愛国心、国家的侵略性、個人的残忍性を有し偽りに満ちており、日本は本質的に侵略的な国家である。

(中略)資源の面から考えれば、日本の政治目的は大英帝国の部分的消滅をとともなうものであり、日英間に協力すべき共通の目的は存在しない¹」と記されている。一方、日中戦争中の1938年9月に日本海軍軍令部が作成した「対英感情は何故に悪化したか」では、「世界大戦迄は英国は遺憾なく日本を利用した(中略)然るに一度講和となるや其の態度は俄然一変して、所謂卓子より零れ落ちる『パン』屑さえも日本の手に落ちるを拒んだ」としている²。両者が日英当局の認識を象徴するものではないにしても、一部にはここまでの認識の乖離が生じていた。

また、大戦を機に世界を主導する大国となる米国は、大戦前から日英同盟への干渉を強めていた。1911年の日英同盟改定では、同盟の交戦対象国から自らを除外することを試み、さらに大戦後の国際秩序の構築を主導して、日英同盟を、自らとフランスを加えた「太平洋に関する四国条約」という一般的な国際協定に改定し、日英二国間の密接な関係を薄めることに

¹ Great Britain. Foreign Office, *British Documents on Foreign Affairs, Part II, Series E, Vol. 2*, University Publications of America, 1991, pp. 218-227; 平間洋一『第一次世界大戦と日本海軍』慶應義塾大学出版会、1998年、290-291頁。

² 土井章『昭和社會經濟史料集成』第6巻、大東文化大学東洋研究所、1983年、133頁。

成功した³。こうして日英同盟は終焉したが、日本側に大きな抵抗を試みた形跡はない⁴。日英同盟は大戦頃を境にして紆余曲折を経つつ形骸化していたからである。同盟国である英国を英米一体の「アングロサクソン連合」として認識する風潮も、日英同盟が健在だった頃から見られた。

しかし、当時の英国と米国は一体ではなかった。英国は米国の影響力増大、特に海軍力の増強を懸念し、また、米国は歴史的に英国の執念深い敵意を重視していた⁵。米国の戦争計画・カラーコード計画のうち、対英国のレッド計画が発展したのは大戦後の1920年代であり、さらにレッド・オレンジ計画、つまり対英日の二正面戦争計画も策定されていた⁶。これは米国に最大の危機をもたらすシナリオであり、日英同盟の存在はその可能性を示すものだった。さらに、大戦期の米国には新外交による、より道義的な世界秩序構築の意志が見られ、そこには最大の帝国主義国たる英帝国の存在との摩擦を引き起こす要素が含まれていた。

日英には米国と異なるそれぞれの利益があり、日英同盟は両国にとって有益だったが、両国のお互いに対する認識の齟齬が大戦中に拡大し、同盟が米国の影響を跳ね除けるだけの強靱さを失い、米国主導の戦後体制に取り込まれるに至った。

両者に利益をもたらし得た二国同盟に揺らぎが生じ、第三者の干渉により終焉に至る過程は今日に通じる教訓を含む。国際政治学者の土山實男は、同盟の形成に関する研究は数あるが終焉に関する研究はほとんどないとし、数少ない例の一つとして英国のニッシュ(Ian Nish)の研究を挙げている⁷。ニッシュは、日露戦争後、主に満州での日本の行動を警戒する米国の干渉が強まり、両国にとって同盟はお互いよりも対米問題となっていたとしている⁸。

後に英米との対決に至る歴史を思えば、日英同盟の終焉は日本にとって大きな転機だったが、その過程においては、第一次世界大戦中に顕在化し

³ 平間『第一次世界大戦と日本海軍』304頁。

⁴ 相澤淳「日本海軍の対英観の再検討」防衛研究所『戦史研究年報』第4号、2001年3月、51頁。

⁵ Webster G. Tarpley, "Britain's Pacific plot against the United States, and War Plan Red", *Executive Intelligence Review* [hereafter *EIR*], Vol. 22, No. 20, 12 May 1995, p. 26.

⁶ Carl Osgood, "When the American Military Understood the British Empire", *EIR*, Vol. 36, No. 11, 20 March 2009, p. 24.

⁷ 土山實男『安全保障の国際政治学 第二版』有斐閣、2014年、316頁。

⁸ Ian Nish, *Alliance in Decline: A Study of Anglo-Japanese Relations 1908-23*, Athlone Press, 1972, p. 15.

た日英両国の同盟に対する認識や期待の乖離と、日英同盟の分断を図る米国の動向といった要因が複合的に作用していた。それでは、これらの要因はいかに同盟の終焉に影響したのだろうか。本稿では、日英の相互認識について、主として英国側の認識に焦点を当てつつ、これに影響を与えた米国の認識を交えながら、日英の相互認識のギャップが拡大する過程を明らかにする。第1節では日露戦争後から第一次世界大戦前における状況を1911年の同盟更新を中心に整理し、大戦前における日英同盟継続の動機を確認する。第2節では大戦中の英米の認識を分析し、特に1917年の米国の参戦を契機とした英米の認識の変化を確認する。第3節では、大戦後の国際秩序構築の状況を整理し、日英同盟の終焉をもたらした英米の認識を確認する。第4節では、同盟が失効した後の状況を整理し、同盟の意義を再確認する。

1 第一次世界大戦前の状況

(1) 日英同盟の更新

日露戦争が終結する直前の1905年8月に改定された第二回日英同盟(別紙第1)は、情勢変化により十年の期限を待たずして見直しの必要が生じていた。第一に、1907年に日露協約、英露協約が成立し、同盟の主対象と目されていたロシアの位置づけに変化が生じた⁹。第二に、1910年1月、英国外相グレイ(Edward Gray)から加藤駐英大使に、非公式ながら英米間で仲裁裁判条約の協議が始まるとの発言があり¹⁰、同条約が締結された場合、日英同盟と不整合を生ずる可能性が議論となった。第三に、1910年8月、韓国併合条約が発効し、半島関連条項の見直しが必要となった。日韓併合そのものについて、英国は同盟国として国際的汚名を受ける恐れから日本に慎重な対応を求めたが、結局は併合に至る日本の手続きは満足すべきものとし、商業活動の現状維持を前提に反対しなかった¹¹。日英同盟の更新には、日本による韓国併合を英国が追認するという側面があった。

1911年5月、グレイ外相は加藤大使に対し、日英同盟の改定は重大な外交問題であり、オーストラリア等の自治領代表らを招集して開催する大英

⁹ デイヴィッド・スティーンズ「相互の便宜による帝国主義国の結婚——一九〇二—一九二二年の日英関係」細谷千博、イアン・ニッシュ編『日英交流史 1600-2000 1 政治・外交 I』東京大学出版会、2000年、198頁。

¹⁰ 『日本外交文書』第44巻(明治44年)、第1冊、1959年、390頁。

¹¹ Nish, *Alliance in Decline*, p. 35.

帝国会議で議論する必要があると述べた。自治領の反対を懸念する加藤大使に対し、グレイ外相は、英国本土及び植民地防衛上の観点から同盟継続の利点を説明して自治領の同意を得ると説明した¹²。帝国会議に向けた3月の帝国防衛小委員会では、「自治領は現在、攻撃の恐れから免れているが、それがいかに日英同盟の存在と、米国と我々との密接な関係に依存しているかを自治領政府が理解することが望ましい¹³」とされ、英国は日英同盟の必要性として自治領防衛に重点を置いていた。結局、1911年の改定では1905年の改定で第四条に示されたインド防衛に関する文言が削除されたが、日本に対する英帝国領防衛への期待に変化があった訳ではなく、インド当局が1905年以降のインド民族主義の高揚を考慮し、条文でインドに言及することを望まず削除を希望したのだった¹⁴。米国で民族自決を唱える民主党が勢力を伸ばしており、近い将来政権をとる可能性も影響を及ぼしていた。

(2) 米国の東アジア関与

日英が第二回日英同盟の見直しを検討していた時期、米国は米西戦争(1898年)の結果フィリピンを領有し、東アジアへの関与を強化する必要に迫られていた。当時の米国は1902年のマッキンリー(William McKinley)大統領暗殺に伴い昇格したローズヴェルト(Theodore Roosevelt)、その下で陸軍長官を務め、1909年に大統領に就任したタフト(William Taft)と共和党政権が続いたが、1913年、民主党のウィルソン(Woodrow Wilson)に政権が移行し、翌年の第一次世界大戦勃発を迎えることとなる。

1905年末にはサンフランシスコで日本学童隔離事件が起き、日本人移民問題が広がりを見せ始めていた。ローズヴェルト大統領は当初、移民問題が他の問題に波及しないよう慎重に扱っていたが、1907年夏、米国艦隊の太平洋巡航を決意する。これは即応体制確認のためと説明されたが、海軍力による対日威嚇と受け止められた。日米両国民に開戦間近の雰囲気が高まり、米国ではリー(Homer Lea)『無智の勇気(“The Valor of Ignorance”)』(1909年)、日本では阿部天風『日米戦争夢物語』(1910年)、水野広徳『次

¹² 『日本外交文書』第44巻(明治44年)、第1冊、357頁。

¹³ Committee of Imperial Defence, 11 March 1911, British Cabinet papers, deposited in the Public Record Office, London [hereafter CAB] 38/17, The National Archives, London, p. 2.

¹⁴ Nish, *Alliance in Decline*, p. 70.

の一戦』(1914年)等が発表された¹⁵。このような架空小説が読者を得たのは日米開戦が実感をもって予想される事実があったからである。米国艦隊は1908年にかけて巡航したが、日本側が盛大に歓待したため、緊張は若干の緩和をみた。

この頃、ローズヴェルト大統領は英国に様々な案件を打診した。移民問題に関し、米国と同様に日本との摩擦が拡大しつつあったオーストラリアの宗主国として、日本に影響力を及ぼすよう協力を求めた。グレイ外相は、移民問題を日英同盟から切り離す立場で、後に「日本は移民を朝鮮半島、満州といった自国の周辺域に集中させている」「米国で、オーストラリアで、カナダで、世界中で排斥されている日本人が大陸へ向かうのは自然である」と述べ、日本人の大陸での活動がある程度容認することで移民問題の深刻化は避けられると考えていた¹⁶。また、1908年初頭、大統領は英国に対し対日本の英米同盟を提案した。これは正式な外交ルートではなくカナダを通じた秘密提案であり、むしろ大統領の行動に対する英国の疑念を呼び起こしたが¹⁷、こうした案件への大統領の関与は、日英にとって同盟に対する米国の態度を従来以上に考慮する必要に迫られる結果となった¹⁸。

1908年11月、領土等に関するお互いの現状を認める高平・ルート協定により、日米関係は一応の安定をみたが、英米関係はそうではなかった。ローズヴェルト大統領の再三の打診は英国に日本か米国かの選択を迫る圧力となっていた¹⁹。大統領の極東への関心は自らが斡旋したポーツマス講和条約に対する日本の反応がきっかけとなって増大した。日本国内ではこの講和条約は全く不満足なものという空気が支配的で、いわゆる日比谷焼打事件に代表される暴動が東京各地で発生した²⁰。暴動では米国大使館や教会まで破壊され、日露戦争中の米国の親日感情を一転させるとともに²¹、極東情勢の細部にまで大統領が関心を示すきっかけとなった。大統領は、東京での暴動には不快感を抱きつつも、朝鮮半島の扱いについて、朝鮮人に自治能力が無い以上、不安定化を避けるため日本の一部になる必要があ

¹⁵ 山室信一『複合戦争と総力戦の断層』人文書院、2011年、98頁。

¹⁶ Nish, *Alliance in Decline*, pp. 22-23.

¹⁷ ローズヴェルトの働きかけについては、Donald Gordon, "Roosevelt's "Smart Yankee trick"," *Pacific Historical Review*, Vol. 30, No. 4, Nov. 1961, pp. 351-358. 等を参照。

¹⁸ Nish, *Alliance in Decline*, p. 26.

¹⁹ *Ibid.*, pp. 26-27.

²⁰ 長田彰文『セオドア・ルーズベルトと韓国』未来社、1992年、108頁。

²¹ 平間洋一『日英同盟』PHP研究所、2000年、64頁。

るとする等²²、その政策は極東の実情を冷徹に認識した上で現実的選択を追求したもので、日英等列強の既得権にも配慮したものであった。

1909年3月に就任したタフト大統領は、同じ共和党ながらローズヴェルトの現実的政策から徐々に逸脱していった²³。彼は法曹界出身で、国家間の問題を全て国際仲裁裁判所に付託して解決することを理想とする世界観の持ち主だった²⁴。タフト政権のノックス(Philander Knox) 国務長官は11月、満州鉄道の中立化を英国に提案する。これは日露の既得権を侵害するものであり、日露は、1910年7月の第二次日露協約で事前に英国に照会した上でこの提案を拒否した²⁵。タフト政権の東アジア政策は現実存在する列強の利権への配慮を欠き、中国を過剰に支援するものだった²⁶。ただし、列強の勢力範囲の再均衡、利権の再配分を企図する点では旧外交の範疇に属するものだった。

2 第一次世界大戦中の状況

(1) 日本の参戦

1914年6月のオーストリア皇太子暗殺事件を契機とする7月危機に際し、英国はベルギーの中立が侵犯された場合参戦する方針を固め、8月4日、ドイツ軍のベルギー侵入によりドイツに宣戦した²⁷。8月23日、日本は日英同盟を理由にドイツに宣戦し、ドイツ領南洋群島及び山東半島の青島を中心とするドイツ租借地を占領した。日本の参戦について、英国は当初慎重な姿勢を示していたが、大戦の長期化と戦局の悪化に伴い積極的な貢献を求めるようになる²⁸。英国の要求は参戦要請とその取り消し、日本軍の戦域制限と欧州への派遣要請といった一貫性に欠けるものとなり、日本の不審を招いて同盟存続の気運を低下させた。その一因として大戦の趨勢が予測困難だったことがあり、日本の大戦への関与に対する英国の期待と警戒心は、大戦の見通しに応じた振れ幅があった。

²² 長田『セオドア・ルーズベルトと韓国』122頁。

²³ 高原『ウィルソン外交と日本』21頁。

²⁴ Charles Neu, *The Troubled Encounter: The United States and Japan*, Wiley, 1975, p. 67.

²⁵ Nish, *Alliance in Decline*, pp. 30-32.

²⁶ 高原『ウィルソン外交と日本』22頁。

²⁷ ジェームズ・ジョル『第一次世界大戦の起源』池田清訳、みすず書房、1997年、p. 45。

²⁸ 菅原健志「アーサー・パルフォアと第一次世界大戦における日本の軍事支援問題」日本国際政治学会編『国際政治』第168号、2012年2月、44頁。

ア 日本海軍の派遣

英国は開戦後から日本海軍の派遣を要請していたが、ドイツの通商破壊戦が活発化すると、要請はより切迫したものになった。そこで日本は、1917年2月、水雷戦隊の地中海派遣を決定した。この派遣は、活動域が欧州の地中海であること、通商破壊という戦争遂行や国民生活にとって新たに顕在化した脅威に対する対応であり、戦後日本が5大国として遇されるのに最も影響があった。しかし、日本は見返りとして南洋群島の領有権承認を要求し、これを英国が認めることでようやく実現したことであった²⁹。

また、日本海軍の主力艦の利用も何度か検討された。1917年秋には英国から日本の巡洋戦艦2隻購入の提案があったが、これはドイツ巡洋戦艦が北海に投入される恐れから、より切迫した課題として提案された³⁰。しかし日本は議会や世論が賛成しないとして拒否した。そこで英国は日本が同意し易いよう貸与に変更して再度要請したが実現しなかった。日本の巡洋戦艦は英国が超弩級戦艦の技術を日本に移転して建造した³¹もので英海軍にとって扱い易く、極東ドイツ艦隊が消滅した以上、主力艦といえど貸与は可能と思われたが、日本の拒否理由は世論の反対といった不明瞭なものだった。

イ 日本陸軍の派遣

日本陸軍への派遣要請も再三にわたった。青島占領が目前に迫り、日本の兵力に余裕が生じると思われた1914年11月4日、英国のグリーン(William Greene)駐日大使は、加藤外相に欧州への日本陸軍の派遣を要請したが、次のような理由で拒否された³²。

「帝国軍隊は徴兵制度及び国民皆兵主義に基づき組織され、その唯一の目的は国防にあるため、国防の性質を備えない目的のため遠く国外に出征させることは組織の根本主義と相容れない。主義の問題はさておいても、陸軍当局の意見に依れば、現に進行しているような大規模戦争に帝国軍隊が参加して決勝的効果を挙げるためには十個軍団以上の兵力が必要だが、これは帝国軍隊全部を動員して派遣することになり帝国の防御が欠落する。しかも、その軍隊の輸送に約二百万トンの船舶、加えて補充部隊、銃砲弾薬、糧食等の輸送にさらに

²⁹ 平間『第一次世界大戦と日本海軍』214-215頁。

³⁰ 菅原「アーサー・バルフォアと第一次世界大戦における日本の軍事支援問題」49頁。

³¹ 内藤初穂『海軍技術戦記』図書出版社、1976年、46頁。

³² 『日本外交文書』大正3年、第3冊、1966年、643-653頁。

多数の船舶を必要とし、そのような大規模計画の実施は不可能である。」

しかし、大戦の進展に伴い英国の要請はより深刻なものとなった。1917年春のロシア二月革命により情勢が混迷を深める中、英国外相のバルフォア (Arthur Balfour) は、貴族院議長のカーズン (George Curzon) 卿、南アフリカ出身で戦争内閣入りしていたスマッツ (Jun Smuts) 将軍と日本の協力に関する委員会を開き、10月16日の閣議で日本軍の展開先として現実的なのはメソポタミアかロシアとした上で、日本への軍事協力要請に同意するか否かを問う電報を米国に発信した³³。

その3週間後の11月7日(ユリウス暦10月25日)、ロシアで十月革命が勃発し、12月3日にパリで開かれた連合国最高軍事会議でフランス軍事代表のフォッシュ (Ferdinand Foch) 参謀総長は、地理的關係、軍事手段の状況から日米両国のシベリアへの出兵が必要とした³⁴。一般にシベリア出兵は、ロシア革命による共産主義の脅威へ対抗する革命干渉戦争とされているが、英仏が日米に対し出兵を要請した主目的は、ロシアが革命によって連合国から脱落して東部戦線が消滅し、ドイツの戦力が西部戦線に集中するのを防ぐことだった³⁵。ここに至って日本陸軍は出兵に前向きになった。出兵に当たり、日米共同の形式が名分を担保する上で重要であり、特に元老山県有朋は、出兵が英米の猜疑を招かないこと、また財政、武器調達の上で米国の支援が必要なことを強調していた³⁶。米国は当初出兵に慎重だったが、チェコ軍団の危機により出兵に傾いた。チェコ軍団は、ロシア軍に投降したチェコ人捕虜が、オーストリア帝国の支配下にあったチェコの独立を求め編成した義勇軍で、連合国の一員として交戦していたが、革命により統制が外れたドイツ・オーストリア人捕虜軍の迫害を受ける恐れが生じていた。日本も出兵目的としてチェコ軍団の救援を掲げ、さらにロシアの領土保全と内政不干渉、目的達成とともに速やかに撤兵することを宣言した。しかし、日本の行動は東シベリアと満蒙の支配権確立、北樺太の石油確保といったシベリア情勢と直接関係のない動機³⁷のため不明瞭となり、各国の猜疑心が強化され、特に米国との関係を悪化させることとなった。

³³ War Cabinet 250, 16 October 1917, CAB 23/4, p. 4.

³⁴ 細谷千博『シベリア出兵の史的研究』新泉社、1976年、29頁；『日本外交文書』大正6年、第3冊、1968年、719頁。

³⁵ 山室『複合戦争と総力戦の断層』116頁。

³⁶ 同上、130頁。

³⁷ 山室『複合戦争と総力戦の断層』125頁。

(2) 米国の状況

欧州各国が大戦に忙殺される中、国際社会での比重を増した米国は、大戦後の世界で大きな発言力を持つことが予想された。ここでは、米国の対日認識に大きな影響を与えた対華 21 カ条要求への対応と、米国参戦時の状況を確認する。

ア 対華 21 カ条要求に対する米国の対応

1915年1月の対華 21 カ条要求に対し、米国は当初穏健に対応し、国務長官ブライアン (William J. Bryan) はこれを問題にする考えは無い旨の書簡を日本に送った。しかし、中国の主権を侵害する第 5 号の存在が明るみに出ると、ウィルソン大統領の対日認識は著しく悪化した³⁸。

この時期、米国はドイツの潜水艦戦問題に直面していた。当時の国際法は潜水艦戦を想定しておらず、中立国の対応が議論となっていたが、5月7日、ルシタニア号が撃沈され百名を超える米国人犠牲者が出ると、米政府の対ドイツ認識が一気に悪化し、ドイツに責任を追及し再発防止を求めることとなった。この事件により、大統領は米国の権利を確認する重要性を再認識し、不信を強めていた日本に対しても同様の対応が必要³⁹との考えから、5月11日、中国において米国の権利と抵触する条約等はすべて承認しないとの書簡を日本に手交した。このときの大統領の対日認識は後々大きな影響を及ぼすこととなった。

イ 米国参戦を巡る状況

ドイツによる無制限潜水艦戦を契機とし、1917年4月、米国が参戦し、英国のバルフォア外相は戦争協力を話し合うため渡米した。ドイツ潜水艦の脅威に鑑みれば、海軍、特に駆逐艦の大規模な支援は連合国にとって死活的だった。しかし、前年の1916年に日米は八四艦隊計画、ダニエルズ・プランといった大建艦計画を策定しており、こうした中で、米国に主力艦の建造を控えさせ駆逐艦の建造に集中させるには、英国から米国に対し何らかの海軍協力の保障が必要ではないかと議論になった。英国の外務政務次官セシル (Robert Cecil) はバルフォア外相に次のように報告した⁴⁰。

「もし我々が、米国に対し、将来の戦争における海軍協力を約束するならば、日本との同盟の精神からすれば、そのことを日本に通知する義務があると感じる。日本はそうした提案を同盟を無価値にするものとみなし論争を起こすであろう

³⁸ 高原『ウィルソン外交と日本』57頁。

³⁹ 同上、39頁。

⁴⁰ Nish, *Alliance in Decline*, p. 216.

から、同盟を一から見直す必要が生じるだろう。やり方を誤ると日本を敵側に追いやってしまうため、慎重な考慮が必要だ。同時に、米国を駆逐艦建造に集中させることは極めて重要で、また米国との防衛的同盟は魅力的なので、あらゆる手段をその方向へ向けることが望ましい。それゆえ、日本がそうした提案に甘んじるには何が最善の方策かを考えねばならない。もし、米国が日本から攻撃されたら、英国の世論は、英米間の安全保障の取り決めが有ろうが無かるうが米国を支援することを政府に強いるだろうし、そのことをあえて明確にしておく必要もない。それゆえ(日米対決の場合、英国が米国を支援することは自明であるから)、米国に主力艦建造を控えさせることは、(英米の協力を明文化して日本を刺激する必要も無いため) 実際上の困難はない。」

つまり、日米対決の場合、世論の圧力によって、現に同盟国である日本ではなく、これから協力交渉を始めようとしている米国を支援せざるを得ないであろうから、あえて日本を離反させる危険を冒してまで米国への支援を明確化する必要はないとの認識だった。

米国としても対独戦争に集中するため、対華 21 ヶ条要求を巡り悪化した日本との関係を一時安定させる必要があり、1917年11月、石井・ランシング協定が成立した。これは、満蒙における日本の特殊利益を認め、日米対立を緩和させるものだった⁴¹。

3 第一次世界大戦後の国際秩序構築における状況

(1) 日本の戦時貢献

1918年11月11日、ドイツとの休戦が成立した。大戦中の日本の貢献に関し、ニッシュは次のように述べている⁴²。

「日英同盟は軍事同盟と言うよりも海軍同盟だった。日本海軍はできるだけ貢献をし、地中海での日英海軍の共同はフランスやイタリア海軍との共同より成果を挙げた。英国政府と海軍省は日本海軍の貢献を賞賛し、国民に示すため、1919年1月、日本海軍水兵が馬車でロンドンをパレードする機会を設けた。日本陸軍への派遣要請は輸送手段が無いといったもっともらしい理由で拒否された。日本陸軍が派遣に前向きになったのは1918年春のシベリア派遣からだ。しかし、彼らは連合国の要請よりも米国の同意に従って行動した。(中略) 総じて、日本

⁴¹ 高原『ウィルソン外交と日本』100-101頁。

⁴² Nish, *Alliance in Decline*, pp. 253-256.

は英国とその帝国に大きな貢献をした。その多くは海軍によるものであるが、他にもロシアへの軍事物資の提供は崩壊の危機にあった東部戦線を支えるのに重要な役割を果たした。」

大戦が終わって冷静に判断するならば、日本が同盟国としての義務以上の貢献をしたことは否定できない事実だった。しかし、未曾有の大戦の渦中であって、同盟国に条約義務以上の貢献を期待し続けた英国内には不満が残っていた⁴³。

(2) パリ講和会議

講和会議では新たな国際秩序構築を自己の使命とするウィルソン大統領が提議した国際連盟の設立が重要議題となった。連盟の規約は日英同盟の条項と抵触する恐れがあった。大戦後半の駐日大使として日本の戦争関与問題に忙殺され日英同盟に懐疑的になっていたグリーン (William Greene) は本国に「国際連盟に日英同盟を融合させることができるのではないか、そうすることで日本人の心情を傷つけずに同盟を厳かに埋葬できるのではないかと報告した⁴⁴。つまり、駐日大使も日本人の心情を害さずに同盟を終わらせる方向に傾いていた。

講和会議において、日本との関連で問題となったのは、日本が占領している山東半島及び南洋群島の取り扱いと、日本が提議した人種差別撤廃案を巡る議論だった。

山東半島については、日米の対立は埋まらず、日本は国際連盟からの離脱の可能性を表明した。これは連盟設立を優先させるウィルソン大統領に圧力をかけるものだった。南洋群島は、日本が赤道以北を、オーストラリアとニュージーランドが赤道以南を占領しており、英国としては自治領であるオーストラリアとニュージーランドによる占領地域領有の主張を認めざるを得なかった⁴⁵ことから、これらと日本の扱いを区別するのは困難であり、日本と英帝国の立場は概ね合致した。この日英の立場と、自らの非併合主義、民族自決主義とを整合する必要に迫られた大統領は、南アフリカ代表になっていたスマッツ將軍の「スマッツ案」に注目した。これは委任統治の原則を肯定しつつその地域をA・B・Cの三等級に分け、政治的・

⁴³ Peter Lowe, *Great Britain and Japan, 1911-1915: A Study of British Far Eastern Policy*, Macmillan St Martin's Press, 1969, p. 256.

⁴⁴ Nish, *Alliance in Decline*, p. 262.

⁴⁵ 高原『ウィルソン外交と日本』241頁。

経済的発展の程度や地域性に依じて施政方針と施政国を規定するというものだった⁴⁶。A式は独立の承認を与えても差し支えない地域、B式は国際連盟への加入に際して貿易通商上の機会均等の待遇を与える地域であるのに対し、C式は受任国の法律を受任国の構成分子として施行する地域であり、A・B式とC式の間には大きな格差が存在し⁴⁷、実態は併合と非併合を両立させる妥協策だった。人種差別撤廃案では、オーストラリアが国際連盟離脱の構えを見せて反対したため英国の協力が得られず、米国も離反したため廃案となった。

(3) シベリア出兵の処理

講和会議ではシベリア情勢も議論された。大戦終結によりシベリア出兵の性質は変容し、チェコ軍団の救出は焦点では無くなっていった。1920年1月に米国が、2月には英国が撤兵を開始し、引き続き駐留する日本には目的を明確にすることが求められた。日本はそれを共産主義過激派の脅威のためとし、3月、シベリアの政情が安定するまで撤兵しない旨声明するが⁴⁸、5月、ロシアのニコラエフスク（尼港）で日本軍人、居留民等700余名が過激派に惨殺される事件が生起し、日本国内の反共感情が沸騰する事態に至った。日本は事件への対応として北樺太を保障占領するが、これは石油確保のため日本海軍が企図していたものを事件を口実に実行したもので、米国の激しい抗議を招いた⁴⁹。

(4) 大英帝国会議

日英同盟に関し、英国の閣僚は、現実主義者と自由主義や公開外交の信奉者とに分かれていた。ロイド・ジョージ（Lloyd George）首相やバルフォアの後任として外相に就任していたカーゾン卿らの現実主義者は日本の貢献に感謝し、同盟継続に好意的だった。同盟に反対だったのは、開戦時の海軍大臣で軍需大臣等を経て植民地相になっていたチャーチル（Winston Churchill）やリー（Arthur Lee）海軍卿などで、彼らは米国との海軍協定を望み、米国の考えに影響されて中国やシベリアでの日本の活動に不満

⁴⁶ U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States* [hereafter *FRUS*], 1919: *The Paris Peace Conference*, Vol. III, U.S. Government Printing Office, 1943, pp. 795-796; 高原『ウィルソン外交と日本』244頁。

⁴⁷ 高原『ウィルソン外交と日本』245頁。

⁴⁸ 『日本外交文書』大正9年、第1冊、下巻、1972年、719頁。

⁴⁹ 山室『複合戦争と総力戦の断層』148頁。

を抱いていた⁵⁰。英国の決断は1921年夏の大使英帝国会議に持ち越された。

ア 日英同盟と海軍軍縮

帝国会議に先立ち各自治領に英海軍参謀本部による「帝国の海軍政策と協同」が配布され、その中で、帝国が直面しうる最悪の事態は「英本国が他の勢力の脅威にさらされ、その機を捉えて日本が太平洋で攻勢にでることとされ、海外基地、特にシンガポールを整備すべきとの主張がなされた⁵¹。つまり、英海軍の思考は既に日本海軍の脅威に指向していた。チャーチル植民地相も日本の海軍力を英国の地位を脅かすものと見ており、1921年2月、バルフォア外相に宛てて「英国は世界第2位どころか、数年のうちに第3位の海軍国に転落する危機にある⁵²」と述べた。英国政府は3月、海軍力維持のための建艦計画を発表したが、リー海軍卿は海軍問題で米国との合意を希望するとしていた。1月に米海軍長官ジョセファス・ダニエルズ (Josephus Daniels) が日英同盟が継続する限り米国が軍縮に応じる可能性は全く無いと述べており、米国が日英同盟を海軍軍縮の障害としていたことが影響を及ぼしていた⁵³。

イ 同盟継続を巡る自治領との議論

英国政府は、自治領は人種的な理由で同盟継続に反対するだろうと予想していた⁵⁴。しかし、強硬な反対が予想されたオーストラリアは、自らの日本人排斥政策が脅かされない限り同盟の更新に応ずるとし、4月7日、ヒューズ (William Hughes) 首相が「英国はもはや、帝国を完全に防衛するのに必要な海軍力を維持することはできない。東洋において最強の大国との同盟が何にも増して貴重であることは誰も否定できない」と述べた⁵⁵。同盟に対し最も強硬な反対意見はカナダからのものだった。1920年7月にカナダ首相に就任したミーエン (Arthur Meighen) は、カナダ外務省の実力者クリスティ (Loring Christie) 法律顧問の影響を強く受けていた。クリスティ顧問は、帝国会議に向けたカナダ政府の準備の一環として渡英した際、ロンドンでロイド・ジョージ首相と面会しており、その際の自らの主張をメモとしてまとめていた⁵⁶。メモは15条からなり (別紙第2)、日

⁵⁰ イアン・ニッシュ「同盟のこだま——一九二〇——一九三一年の日英関係」細谷、ニッシュ編『日英交流史』251頁。

⁵¹ Nish, *Alliance in Decline*, p. 319.

⁵² Kenneth Young, *Arthur James Balfour*, G. Bell and Sons, 1963, p. 419.

⁵³ Nish, *Alliance in Decline*, p. 320.

⁵⁴ Nish, *Alliance in Decline*, p. 324.

⁵⁵ *Ibid.*, p. 325.

⁵⁶ A. R. M. Lower, "Loring Christie and the Genesis of the Washington Conference of 1921-1922," *Canadian Historical Review*, XLVII, No. 1, March

英同盟を帝国における最大の懸案とした上で、同盟更新よりも英語圏連帯の重要性を主張し、日英同盟について米国人がどう感じているかをカナダ人が認識していること、米国が海軍軍縮に関する包括的会議の開催を望んでいることを指摘する内容だった。後の経緯に照らし合わせれば、このメモは日本の運命に大きな影響を与えるものだった。5月30日、内閣は同盟の更新について再検討するため、カーゾン外相が同盟更新の是非に関する議論を提議した⁵⁷。

「日英同盟への反対意見は次のとおり。第一に、英国が同盟を結んだ理由が消滅したこと。同盟は極東でのロシアの攻勢に対し均衡を図るため形成された。ロシアは分裂し、その後危険な相手として現れたドイツも列強の地位を喪失した。ただし、将来における情勢の変化には注意が必要である。第二に、米国で日英同盟の存在が疑心と苛立ちの源泉となっていること。こうした感情は日英同盟への第四条追加と同項に対する日本政府の認識、つまり日本の対米紛争において英国が日本を支援することは無いことが明確にされたことにより概ね解消されているが、米国に相当の疑心が残り、米当局がそれを海軍力増強の口実にしがちであることは否定できない。第三に、中国に対する同情が日英を引き離し、中国での我々の活動を困難にしていること。我々の中国政策は常に開放政策だが、無力で手に負えない中国の再建がいかになされるのか。日本はこの巨大で無力な国の戸口に位置し、その気質は帝国主義的ではあるが、日本が現在の人口を維持できない以上、中国を向くのは当然であり、これは極東における重要な要素である。これらに対する意見として、同盟が現実的に成功と証明されたことを疑うことはできない。同盟は両国を支えてきた。同盟は、ロシアとの戦争で日本を、同じように先の大戦で我々を、相当な規模で支えてきた。」

内閣は同盟の継続を決定し、6月20日、帝国会議開会に際し、ロイド・ジョージ首相は議長として次のように述べた。「我々の日本との同盟は、過去、平和と全ての国々の公正な活動を維持する上で有意義な要素であり続けました。日本は極めて危機的な必要がある時期に価値ある支援を我々に提供し、我々は日本が忠実な同盟国であることを認識しました。我々は、この、大いに役立ち、試練に耐えた友好を維持し、日本が特別な利益を持ち、そして我々自身が米国と同様、機会均等と門戸開放を希求する極東で

1966, p. 41.

⁵⁷ Cabinet 48(21), 30 May 1921, CAB 23/25, pp. 298-301.

の全ての問題の解決に役立てることを望みます⁵⁸」

続く討議では、ヒューズ首相が「現行のままでの更新は無理にせよ、同盟の継続は絶対に必要である。ただし、日本との新同盟は米国との戦争の可能性を除外するものである必要がある」と述べた⁵⁹。オーストラリアのこの反応は、日英同盟が無くなれば、日本の行動を抑制できなくなることが予想されたためである⁶⁰。

6月29日、カナダのミーエン首相は如何なる形であっても同盟の更新に反対すると述べた。同盟が更新されれば英米関係が悪化してカナダが最も大きな損害を被ること、日本が忠実な同盟国であることを示したにしても中国の主権に関する限りはそうでは無かったと主張し、「もし我々が日本との新たな同盟に進むならば、我々が日本の手綱を握り、日本が中国の独立と主権を侵害してきた、この20年間をそのまま繰り返すことになる。我々は共犯者となり、全ての国々の我々に対する評価に影響するだろう⁶¹」と述べた。彼の主張は印象深く、議論は明快で、揺るぎないものだった。これに対し、ヒューズ首相は、カナダは既に強力な隣人である米国から防衛上の保障を得ているが、オーストラリアはそうでは無いと反論した⁶²。

6月30日の閣議でカーゾン外相はミーエン首相の主張を報告した。「ミーエンは同盟の更新に予想以上に強硬に反対した。彼は同盟の更新に対する米国の反対を強調し、カナダ政府は如何なる形にせよ日本単独との合意には賛同せず、そうした合意についての決断からカナダは離脱するであろうことを印象づけた⁶³」

内閣は、政策を修正して優先順位をつけ、第一に日米との会議の招集、第二を同盟の継続とすることで合意した⁶⁴。ロイド-ジョージ首相は、「日本の支援が無ければ、連合軍は百六十万相当の人員を主戦場から引き抜く必要があった。加えて、日本が参戦したのは、ドイツの敵だからでも、フランスとの友情からでもなく、英国の同盟国だからだ」という事実を強調した⁶⁵。

ニッシュは、これら一連の議論で「海軍縮小会議の開催」と「日英同盟

⁵⁸ Nish, *Alliance in Decline*, p. 333.

⁵⁹ *Ibid.*, p. 333.

⁶⁰ ヘンリー・フライ「環太平洋の間接的同盟」五味俊樹訳、日本国際政治学会編『国際政治』第68号、1981年8月、101頁。

⁶¹ Nish, *Alliance in Decline*, pp. 334-335.

⁶² Nish, *Alliance in Decline*, p. 335.

⁶³ Cabinet 56(21), 30 June 1921, CAB 23/26, p. 2.

⁶⁴ Nish, *Alliance in Decline*, p. 336.

⁶⁵ Cabinet 56(21), 30 June 1921, CAB 23/26, p. 5.

の継続」という別個の課題があたかも同一のものであるかのような大きな誤解が生じていたと指摘している。両者を不可分とするのは米国の立場⁶⁶であって、英国政府の認識とは異なっていた。7月24日、カーゾン外相は日米との3国会議に備え、8月にロンドンで自治領首相参集の予備会議を開催する旨通知した。しかし、首相達は会議の主目的は米国に譲歩を促して大海軍建設を断念させることであり、ロンドンでの会議は不要との考えだった⁶⁷。つまり、自治領首相達も同盟継続と海軍縮小の議論を同一視していた。3国会議が予想される秋は英国議会の時期と重なるため、事前に英帝国の認識を固めようとしていたカーゾン外相は面目を失い、痛手となった。さらに、日英同盟の継続は当事者である英国と日本の問題であるとして、日本に対しても3国会議とは別にロンドンで日英の会議を開催することを提案していた。特に、カーゾン外相は3国会議での米国提案の詳細が不明であり、内容によっては日英が協力して米国に対抗する必要があるとして、日英両国の事情に通じた駐英大使林権助を3国会議に参加させることを希望していた⁶⁸。しかし、日本政府は既に英米の連携を疑っており、日英会議開催の提案は無視されていた。7月26日の帝国会議でロイド・ジョージ首相は非常にいらだたしげに、「我々の関係を日本人が全く理解していないため完全に機会を逸してしまった。日本と行動を共にできれば、我々に最も都合のいい手筈を要求できる。しかし、もはや2つの会議に向けて争うことはできない⁶⁹」と述べた。それでもロイド・ジョージ首相は8月18日、下院閉会にあたっての演説で同盟継続の意志を再確認した。「今、日本人に向かって振り返り、『あなたは私達が困っている時に味方してくれた。でも、あなたはもう必要ない。だからグッドバイ。』と言ったらどうでしょう。私は、忠実な同盟国を扱うにあたり、それが大英帝国にふさわしいものではないと考えます⁷⁰」

英国代表団は10月20日以降各個に米国に進出し、代表団長となったバルフォア前外相がワシントン入りしたのは会議2日前の11月10日だった。この慌ただしい日程のため、バルフォア団長が日本代表等と事前打ち合わせをする時間はほとんど無かった⁷¹。

⁶⁶ Nish, *Alliance in Decline*, p. 344.

⁶⁷ *Ibid.*, p. 349.

⁶⁸ 林権助『わが七十年を語る』第一書房、1935年、380頁。

⁶⁹ Nish, *Alliance in Decline*, p. 347.

⁷⁰ *Ibid.*, p. 355.

⁷¹ *Ibid.*, p. 367.

(5) ワシントン会議

ワシントンに着いたバルフォア団長は、会議にあたっての認識をロイド・ジョージ首相に送った⁷²。

「現在の形の同盟に執着することは、米国ではまるで不人気で、軍備制限の交渉も困難とするだろう。さらには、ロシア帝国が崩壊しドイツが太平洋から駆逐され、それらが復活しない保障はないが、当面、日英同盟を存在させる状況が消滅したことは否定できない。一方で我々には、先の戦争で忠実な関与を保ち、価値ある支援をした同盟国の感情を最大限考慮する義務があり、日本人の心情を疎外し、まして憤慨させるような行動をしてはならない。最後に、先の帝国会議でオーストラリアとニュージーランドが示した、何らかの形で日英同盟を維持することの重要性についての強硬な意見は、最大限尊重する必要がある。」

バルフォア団長は、日英に米国を加えた3国の条約を構想し自ら案を作成した。その内容は、次のように「同盟 (alliance)」と「条約 (treaty)」という単語が「約定 (arrangement)」に修正されたものの、軍事的な援助義務を含むもので、日英同盟を3国同盟に拡大する性質のものだった⁷³。

「東亜の地域に於ける全局の平和を維持し且太平洋諸島及太平洋沿岸領土に於ける締約国の現在の領土権を防護するの目的を以て締約国は左の如く約定す

第一条 締約国は各自前記権利を尊重し且締約國中一國に於て右権利が他國の行動に依り危殆に迫れりと認むるときは之を防護する最善の手段に関し各締約國と充分に且隔意なく協議すべし

第二条 将来締結國中の領土権(第一条に掲げたる)が他の一國又は數國の結合に依り脅威せらるる場合には二締結國は軍事約定の締結に依り自國を防護するの自由を有すべし但し(a)約定は性質上純然たる防衛約定たるべく且(b)右約定は他の締約國に之を通告することを要す

第三条 本約定は其の關係する地域に於ける領土権防衛に関し本約定以前に締約せられたる一切の條約に代わるべきものとす」

しかし、後にこの案を見た日本の幣原委員は、このままでは米国が受け

⁷² Her Majesty's Stationary Office, *Documents on British Foreign Policy 1919-1939*, Series I, Vol. XIV, HMSO press, 1984, p. 415.

⁷³ *FRUS*, 1922, Vol. I, 1938, pp. 2-3 ; 『日本外交文書』ワシントン会議、上、1977年、547-550頁(片仮名を平仮名に筆者修正)。

入れないと考え、軍事的義務を含まない案に修正し、バルフォア団長もそれを受け入れた⁷⁴。バルフォア団長にしてみれば、新たな条約に同盟としての性質を残す動機は「日本人の心情を傷つけないため」であるから、日本委員が新条約案をより穏やかなものに修正するのであれば、これに反対する特段の理由は無かった。さらに米国内代表団長のヒューズ（Charles Hughes）国務長官がバルフォア団長に対し、「米国内に於いて今尚強き反英及排日思想の存在する事実は之を無視するを得ざるを以て日英両国のみを相手として協約を為すときは之に対し有力なる反対を誘致する危険決して尠しとせず⁷⁵」と申し入れ、米国内の排日のみならず反英思想が誘引するであろう危険を緩和するため、3国にフランスを加え4国とすることとなった。こうして締結された四国条約は、無益な国際的諸協定にあふれた一世紀の中でも、最も役に立たない協定の一つにランクされるべきものとなった⁷⁶。ただし、英国代表団の海軍側要員だったリー海軍卿は、「皆の面目を守った解決策」と述べている⁷⁷。

4 日英同盟終焉後の状況

ワシントン会議で作られた条約のうち、日英で最も攻撃されたのは中国に関する九カ国条約だった。英国代表団のジョン・ジョーダン（John Jordan）は、次のように述べている。「ワシントン会議で調印された四国条約⁷⁸によって、列強は提携して中国に対処することとされ、どの列強も中国の問題に独自に介入することはないと了解された。この条約が中国国内の競合する軍閥に心ゆくまで戦う場を提供しただけに終わっては残念である⁷⁹」

英国は、中国人によって自国と同様に帝国主義の烙印を押された日本と提携しようとして努力した。1925年7月、貴族院のウェルズリー（Arthur Wellesley）卿は、駐英大使林権助への叙勲に関しスタンフォードダム（1st Baron Stamfordham）卿に宛てた手紙で次のように書いた。「中国の事態は全く安心できるどころではないし、日本は必然的に事態の進展に重要な

⁷⁴ Nish, *Alliance in Decline*, p. 372-373.

⁷⁵ 『日本外交文書』ワシントン会議、上、565頁。

⁷⁶ スティーンズ「相互の便宜による帝国主義国の結婚」細谷、ニッシュ編『日英交流史』211-212頁。

⁷⁷ Lee of Fareham, *A good Innings*, John Murray, 1974, p. 220.

⁷⁸ 九カ国条約を指すと思われる。

⁷⁹ ニッシュ「同盟のこだま」細谷、ニッシュ編『日英交流史』254頁。

役割を果たすに違いない。この重大時に日本政府を良い気分にさせておくことは不可欠である。日本の退任する大使に聖マイケル・聖ジョージ勲章贈与といった栄誉は、有益な効果を及ぼすのは間違いない⁸⁰」

1927年3月、南京の外国領事館が襲撃される事件が起きたが、幣原外相は英国との連携を拒否した。ロンドンの参謀本部の日本専門家ピゴット(Francis Piggott)陸軍大佐は日英同盟の喪失を嘆き、英国はたとえ同盟を復活させることができなくとも、それを「世界大戦勃発前のフランスとの協商と似た成文化しない日本との協商によって」置き換えるべきだと述べた⁸¹。中国の現実と直面し、英国の一部には何らかの日英の協力の枠組みは必要だったとの認識が生じていた。

おわりに

日本は、第一次世界大戦の見通しについて深刻な検討をする必要に迫られず、短期で終結するとの見通しの元、速やかに戦争の果実を確保するため満足な意見調整もないまま行動し、その後の英米との対決に至る禍根を残した。本研究の動機は、日本が、もっと同盟国の立場に立って戦争遂行に貢献していたら、前向きな日英同盟の存続が可能だったのではないかという問題意識からであり、その背景には、その後の第二次世界大戦での対決によって海外利権のほとんどを失うこととなる日英両国にとって、日英同盟の終焉は重大な国運の岐路として認識されるべきとの考えからであった。

日本については、当時の国内事情からして戦争貢献に応じて利権の要求が吊り上がり、十分な利権が得られない場合、日比谷焼打事件と同様の結果をもたらす恐れもあったと思われる。人類が経験したことの無い大戦に対する日英両国民の感覚の差は容易に埋められるようなものではなく、むしろ、日本政府としては中立を保つか物資支援に限った方が国内外に対する説明の筋が通ったように思われる。

英国のロイド・ジョージ首相やカーゾン外相は、日本の戦争貢献を相応のものとして認め、日英同盟の継続を追求したが、これは日本人の心情を過度に傷つけた場合、日本を敵側に追いやって英国が重大な利権を持つ極東の安定が保たれなくなるとの考えからである。日本人の心情に深く配慮してい

⁸⁰ Wellesley to Stamfordham, 18 July 1925, Foreign Office records, deposited in the Public Record Office, The National Archives, London 800/258, p. 335.

⁸¹ ニッシュ「同盟のこだま」細谷、ニッシュ編『日英交流史』261頁。

るのは、長年に渡り多民族の大帝国を維持してきた外交感覚によるものと思われるが、当の日本人の多くは英国側が寸託したほど日英同盟の継続に熱意が無かった。また、英国がワシントン会議に先立つ日英のみによる会議の開催を追求したのも、いかに米国の影響が増大しているにせよ、日英同盟が存続している以上は当事者としての段取りを整える重要性を認識していたものと思われる。本稿で繰り返し示したように、帝国主義国として一日の長がある英国の指導者には、新興国日本を取り巻く状況について相当柔軟かつ確かな認識が散見され、日本は、英国がまだ同盟国である限りは、原理原則的な米国とは異なる英国の認識に配慮すべきだった。

英国の意志決定にとって比重を増していたのは英帝国自治領の意向だった。移民問題で日本と激しく対立していたオーストラリアのヒューズ首相が同盟の継続を強く主張したのは防衛上の問題からである。オーストラリアにとって、「極東の強国」との連携は地政学上、不変の課題であろう。一方、同盟継続に最も強硬に反対したのは、既に自らの防衛を米国に従属させつつあったカナダだった。カナダが自らの対米従属と英帝国の一員としての立場を整合させたのが「英語圏の連帯」なる主張である。日英同盟の継続により英国が日本の共犯者になるとの主張はウィルソン大統領の代弁も同然であり、結局、中国での日本の行動に対する米国の認識が、英帝国の一員であるカナダを通じて日英同盟の存続に重大な影響を及ぼすことになった。

その米国の認識にも振幅があった。ローズヴェルト、タフト両共和党大統領の政策は、アプローチは違うが極東における勢力の再均衡、利権の再配分を指向するもので、まだ日本の思考と同じ次元にあった。ローズヴェルトは艦隊巡航によりフィリピン防衛の力と意志を示したが、一方で日本が朝鮮半島に、英国が南支那に、特別な利害関係を持っている現実を直視していた。しかし、民主党ウィルソン大統領の道義的な思考は次元の異なるものだった。そのウィルソンも、対華 21 カ条問題により対日認識を硬化させながらも自国の参戦に伴って対独戦に集中するため日本との対決を避け、大戦終結によってシベリア問題により再び日本に対して強硬路線を採るが日本の国際連盟離脱を防ぐため譲歩するといった具合に、理想と現実の間を振れている。遠大な理想の一方で、その現実の視点の置き所は会議の成立といった卑近なもので、ローズヴェルトの極東観にみられる朝鮮半島が自ら大陸勢力をはねのける力が無いのなら日本に任せるのが良いといった認識の方がより大局的な現実を捉えていたと言える。

高原秀介は次のように述べている。「大統領が米国の国益や世論の動向を

注視しつつ、これまでの経緯などを一切無視してでも戦略的な観点から外交方針の一大転換を行うことは、米国の外交決定過程において今日でもしばしば見られる一つの特徴である。時として政策行動を共にする相手国への影響を十分に配慮する余裕を政府に与えない議会や世論の米国外交に占める重要性をあらためて認識せざるを得ない⁸²」

第一次大戦後の約百年間、米国は国際社会において圧倒的な地位を占め、その戦略にとって障害とみなした既存秩序を除去し続けたが、その結果としての今日の国際社会がどの程度理想に近い秩序を獲得したかについては評価が分かれるだろう。

米国による国際秩序構築の第一歩とも言えるウィルソン大統領の新外交は、日英同盟の扱いに少なからず苦慮していた英国にとって結果的に当座をしのぐ助け船となり、日英同盟は新たな国際秩序に適合した形で「発展的に解消」した形になった。当時は大戦の惨禍を経た世界が、ウィルソンの理想に基づく国際連盟を基盤とする新たな秩序を形成するものと期待されていたのであり、日英同盟に取って代わった四国条約が事実上無価値であることを早期に認識し得た人々が限られていたのも時代の限界であった。

⁸² 高原『ウィルソン外交と日本』162頁。

日英同盟条文⁸³

第一回 (1902年1月30日)	第二回 (1905年8月12日)	第三回 (1911年7月13日)
<p>(譯文)</p> <p>日本國政府及大不列顛國政府ハ偏ニ極東ニ於テ現状及全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ清帝國及韓帝國ノ獨立ト領土保全トヲ維持スルコト及該二國ニ於テ各國ノ商工業ヲシテ均等ノ機會ヲ得セシムルコトニ關シ特ニ利益關係ヲ有スルヲ以テ茲ニ左ノ如ク約定セリ</p>	<p>(譯文)</p> <p>日本國政府及大不列顛國政府ハ一千九百二年一月三十日兩國政府間ニ締結セル協約ニ代フルニ新約款ヲ以テセムコトヲ希望シ</p> <p>(イ) 東亞及印度ノ地域ニ於ケル全局ノ平和ヲ確保スルコト</p> <p>(ロ) 清帝國ノ獨立及領土保全竝清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ確實ニシ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ維持スルコト</p> <p>(ハ) 東亞及印度ノ地域ニ於ケル兩締盟國ノ領土權ヲ保持シ竝該地域ニ於ケル兩締盟國ノ特殊利益ヲ防護スルコト</p> <p>ヲ目的トスル左ノ各條ヲ約定セリ</p>	<p>(譯文)</p> <p>日本國政府及大不列顛國政府ハ千九百五年八月十二日ノ日英協約締結以來事態ニ重大ナル變遷アリタルニ顧ミ該協約ヲ改訂シ以テ其ノ變遷ニ適應セシムルハ全局ノ靜寧安固ニ資スヘキコトヲ信シ前記協約ニ代ハリ之ト同シク</p> <p>(イ) 東亞及印度ノ地域ニ於ケル全局ノ平和ヲ確保スルコト</p> <p>(ロ) 清帝國ノ獨立及領土保全竝清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ確實ニシ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ維持スルコト</p> <p>(ハ) 東亞及印度ノ地域ニ於ケル兩締盟國ノ領土權ヲ保持シ竝該地域ニ於ケル兩締盟國ノ特殊利益ヲ防</p>

⁸³ データベース『世界と日本』日本政治・国際関係データベース、東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室

		護スルコト ヲ目的トスル左ノ條 款ヲ約定セリ
<p>第一條 兩締約國ハ相互ニ清國及韓國ノ獨立ヲ承認シタルヲ以テ該二國孰レニ於テモ全然侵略的趨向ニ制セラルハコトナキヲ聲明ス然レトモ兩締約國ノ特別ナル利益ニ鑑ミ即チ其利益タル大不列顛國ニ取リテハ主トシテ清國ニ關シ又日本國ニ取リテハ其清國ニ於テ有スル利益ニ加フルニ韓國ニ於テ政治上竝ニ商業上及工業上格段ニ利益ヲ有スルヲ以テ兩締約國ハ若シ右等利益ニシテ別國ノ侵略的行動ニ因リ若クハ清國又ハ韓國ニ於テ兩締約國孰レカ其臣民ノ生命及財産ヲ保護スル爲メ干涉ヲ要スヘキ騷擾ノ發生ニ因リテ侵迫セラレタル場合ニハ兩締約國孰レモ該利益ヲ擁護スル爲メ必要缺クヘカラサル措置ヲ執リ得ヘキコ</p>	<p>第一條 日本國又ハ大不列顛國ニ於テ本協約前文ニ記述セル權利及利益ノ中何レカ危殆ニ迫ルモノアルヲ認ムルトキハ兩國政府ハ相互ニ充分ニ且隔意ナク通告シ其ノ侵迫セラレタル權利又ハ利益ヲ擁護セムカ爲ニ執ルヘキ措置ヲ協同ニ考量スヘシ</p>	<p>第一條 日本國又ハ大不列顛國ニ於テ本協約前文ニ記述セル權利及利益ノ中何レカ危殆ニ迫ルモノアルヲ認ムルトキハ兩國政府ハ相互ニ充分ニ且隔意ナク通告シ其ノ侵迫セラレタル權利又ハ利益ヲ擁護セムカ爲ニ執ルヘキ措置ヲ協同ニ考量スヘシ</p>

<p>トヲ承認ス</p> <p>第二條 若シ日本國又ハ大不列顛國ノ一方カ上記各自ノ利益ヲ防護スル上ニ於テ別國ト戰端ヲ開クニ至リタル時ハ他ノ一方ノ締約國ハ嚴正中立ヲ守リ併セテ其同盟國ニ對シテ他國カ交戰ニ加ハルヲ妨クルコトニ努ムヘシ</p> <p>第三條 上記ノ場合ニ於テ若シ他ノ一國又ハ數國カ該同盟國ニ對シテ交戰ニ加ハル時ハ他ノ締約國ハ來リテ援助ヲ與ヘ協同戰闘ニ當ルヘシ講和モ亦該同盟國ト相互合意ノ上ニ於テ之ヲ爲スヘシ</p>	<p>第二條 兩締盟國ノ一方カ挑發スルコトナクシテ一國若ハ數國ヨリ攻撃ヲ受ケタルニ因リ又ハ一國若ハ數國ノ侵略的行動ニ因リ該締盟國ニ於テ本協約前文ニ記述セル其ノ領土權又ハ特殊利益ヲ防護セムカ爲交戰スルニ至リタルトキハ前記ノ攻撃又ハ侵略的行動カ何レノ地ニ於テ發生スルヲ問ハス他ノ一方ノ締盟國ハ直ニ來リテ其ノ同盟國ニ援助ヲ與ヘ協同戰闘ニ當リ講和モ亦雙方合意ノ上ニ於テ之ヲ爲スヘシ</p> <p>第三條 日本國ハ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルヲ以テ大不列顛國ハ日本國カ該利益ヲ擁護増進セムカ爲正當且必要ト認ムル指導、監理及保護ノ措置ヲ韓國ニ於テ執ルノ權利ヲ承認ス但シ該措置ハ常ニ列國ノ商工業ニ</p>	<p>第二條 兩締盟國ノ一方カ挑發スルコトナクシテ一國若ハ數國ヨリ攻撃ヲ受ケタルニ依リ又ハ一國若ハ數國ノ侵略的行動ニヨリ該締盟國ニ於テ本協約前文ニ記述セル其ノ領土權又ハ特殊利益ヲ防護セムカ爲交戰スルニ至リタル時ハ前記ノ攻撃又ハ侵略的行動カ何レノ地ニ於テ發生スルヲ問ハス他ノ一方ノ締盟國ハ直ニ來リテ其ノ同盟國ニ援助ヲ與ヘ協同戰闘ニ當リ講和モ亦雙方合意ノ上ニ於テ之ヲ爲スヘシ</p> <p>第三條 兩締盟國ハ孰レモ他ノ一方ト協議ヲ經シテ他國ト本協約前文ニ記述セル目的ヲ害スヘキ別約ヲ爲サルヘキコトヲ約定ス</p>
--	--	--

	<p>對スル機會均等主義 ニ反セサルコトヲ要 ス</p>	
	<p>第四條 大不列顛國 ハ印度國境ノ安全ニ 繫ル一切ノ事項ニ關 シ特殊利益ヲ有スル ヲ以テ日本國ハ前記 國境ノ附近ニ於テ大 不列顛國カ其ノ印度 領地ヲ擁護セムカ爲 必要ト認ムル措置ヲ 執ルノ權利ヲ承認ス</p>	
<p>第四條 兩締約國ハ 孰レモ他ノ一方ト協 議ヲ經スシテ他國ト 上記ノ利益ヲ害スヘ キ別約ヲ爲ササルヘ キコトヲ約定ス</p>	<p>第五條 兩締盟國ハ 孰レモ他ノ一方ト協 議ヲ經スシテ他國ト 本協約前文ニ記述セ ル目的ヲ害スヘキ別 約ヲ爲ササルヘキコ トヲ約定ス</p>	<p>第四條 兩締盟國ノ 一方カ第三國ト總括 的仲裁裁判條約ヲ締 結シタル場合ニハ本 協約ハ該仲裁裁判條 約ノ有效ニ存續スル 限右第三國ト交戦ス ルノ義務ヲ前記締盟 國ニ負ハシムルコト ナカルヘシ</p>
	<p>第六條 現時ノ日露 戰爭ニ對シテハ大不 列顛國ハ引續キ嚴正 中立ヲ維持シ若シ他 ノ一國若ハ數國カ日 本國ニ對シ交戦ニ加 ハルトキハ大不列顛 國ハ來リテ日本國ニ 援助ヲ與ヘ協同戰闘 ニ當リ講和モ亦雙方 同意ノ上ニ於テ之ヲ</p>	

	爲スヘシ	
<p>第五條 日本國若クハ大不列顛國ニ於テ上記ノ利益カ危殆ニ迫レリト認ムル時ハ兩國政府ハ相互ニ充分ニ且ツ隔意ナク通告スヘシ</p>	<p>第七條 兩締盟國ノ一方カ本協約中ニ規定スル場合ニ際シ他ノ一方ニ兵力的援助ヲ與フヘキ條件及該援助ノ實行方法ハ兩締盟國陸海軍當局者ニ於テ協定スヘク又該當局者ハ相互利害ノ問題ニ關シ相互ニ充分ニ且隔意ナク隨時協議スヘシ</p>	<p>第五條 兩締盟國ノ一方カ本協約中ニ規定スル場合ニ際シ他ノ一方ニ兵力的援助ヲ與フヘキ條件及該援助ノ實行方法ハ兩締盟國陸海軍當局者ニ於テ協定スヘク又該當局者ハ相互利害ノ問題ニ關シ相互ニ充分ニ且隔意ナク隨時協議スヘシ</p>
<p>第六條 本協約ハ調印ノ日ヨリ直ニ實施シ該期日ヨリ五箇年間効力ヲ有スルモノトス若シ右五箇年ノ終了ニ至ル十二箇月前ニ締約國ノ孰レヨリモ本協約ヲ廢止スルノ意思ヲ通告セサル時ハ本協約ハ締約國ノ一方カ廢棄ノ意思ヲ表示シタル當日ヨリ一箇年ノ終了ニ至ル迄ハ引續キ効力ヲ有スルモノトス然レトモ右終了期日ニ至リ同盟國ノ一方カ現ニ交戰中ナルトキハ本同盟ハ講和結了ニ至ル迄當然繼續スルモノトス</p>	<p>第八條 本協約ハ第六條ノ規定ト牴觸セサル限り調印ノ日ヨリ直ニ實施シ十箇年間効力ヲ有ス右十箇年ノ終了ニ至ル十二箇月前ニ兩締盟國ノ孰レヨリモ本協約ヲ廢棄スルノ意思ヲ通告セサルトキハ本協約ハ兩締盟國一方カ廢棄ノ意思ヲ表示シタル當日ヨリ一箇年ノ終了ニ至ルマテ引續キ効力ヲ有ス然レトモ若シ右終了期日ニ至リ同盟國ノ一方カ現ニ交戰中ナルトキハ本同盟ハ講和ノ成立ニ至ルマテ當然繼續スヘシ</p>	<p>第六條 本協約ハ調印ノ日ヨリ直ニ實施シ十年間効力ヲ有ス右十年ノ終了ニ至ル十二月前ニ兩締盟國ノ孰レヨリモ本協約ヲ廢棄スルノ意思ヲ通告セサルトキハ本協約ハ兩締盟國ノ一方カ廢棄ノ意思ヲ表示シタル當日ヨリ一年ノ終了ニ至ル迄引續キ効力ヲ有ス然レトモ若シ右終了期日ニ至リ同盟國ノ一方カ現ニ交戰中ナルトキハ本同盟ハ講和ノ成立ニ至ル迄當然繼續スヘシ</p>

Christine Memorandum⁸⁴ (抜粋)

1921年2月1日

MOST SECRET

日英同盟

1. 日英同盟は、英帝国が現在直面する、まさに最も重要な問題と受けとめられている。時の推移、最近の世界の力関係の顕著なシフト、また国益がより敏感に認識されていることから、今年なされる同盟の更新か終結かの決断よりも、いかなる決断をするかについての疑問の方が、より死活的なものとして顕在化している。一方では英語圏の真の協調の可能性に直結し、他方では帝国自身の内部での共感と理解の絆に非常に大きな影響がある。この問題は6月のロンドンでの自治領首相のミーティングより前に決断を求めらる。この記述の目的は、この問題に対する考慮事項を示唆し、6月の議論の準備として、かつ基礎となるものとして、早い時期に採るべき手段を提案するものである。

2. (1902年日英同盟締結の経緯)

3. (1905年日英同盟改定の経緯)

4. (1911年日英同盟改定の経緯)

5. 今日、問題に直面し、我々が採りうる選択肢は3つ、すなわち同盟の(a)単純な更新、(b)軍事的義務を削除した形での修正、(c)終結、である。

これらの選択肢を検討するにあたり、過去6年間の出来事により、世界における位置づけに急激な変化が引き起こされたことを考慮することはもちろん不可欠である。同盟が更新されるのなら、それは過去とは全く異なる動機の結果であり、他国の反響も全く異なるものとなることが直ちに明確になるだろう。

6. ~14. (略)

15. 上記に示した同盟に対する申立は、あまりに米国の感情に傾き過ぎており、英国の政策を米国のそれに従属させるものだと反対されるだろう。しかし、何が我々の利益なのかを重要な要素とし、英米関係に及ぼしうる影響の推移を考慮に入れ、純粹に英連邦の利益の観点から問題を考察したものである。単純な疑問は、同盟の更新による我々の利益は一体何なのか

⁸⁴ A. R. M. Lower, "Loring Christie and the Genesis of the Washington Conference of 1921-1922", pp. 42-48. ("MOST SECRET" は締結時のものであり、当時は非公開であった。)

ということである。もし、我々がここに示した論拠をもって同盟を拒絶したならば、米国人が英国の政策、とりわけ自治領の政策に影響を及ぼしていると、又は英語圏で道義的リーダーシップをとっていると、ひどく鼻にかけるであろうことは事実である。そうさせておけば良い。我々の政策が我々の視点から見て健全であるなら、そのようなことは政策を傷つけるものではないし、誰かが自らを道義的リーダーだと主張し、そうなったとしてもかまわない。我々には、「あえて将来に備えずとも、今ここにある機会を享受する」だけの余裕がある。また、先の主張も、単にユーモアを愛する我が帝国内に新たな共感の絆を提供するだけだろう。

(後段略)